

2024年度 町田市立南第一小学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

いじめは、子供たちの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子供たちの心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。すべての教職員は、いじめはもちろん、いじめの助長や傍観も絶対に許さない姿勢を貫き、子供たち一人一人をかけがえのない大切な存在として尊重していく。子供たちが、心身ともに健やかに成長することができるよう、学校全体で以下のいじめ防止等に関する取組を常に意識し、日々の教育活動にあたっていく。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

〈具体的な学校の取組〉

（1）人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり決して許されるものではないことを学校教育全体で指導し、子供たちに理解させる。また、子供たちが人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② 「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」の活用

（2）心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域社会の連携を図りながら、心の教育を推進する。

道徳の授業では、子供たちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① 道徳授業の充実と道徳授業地区公開講座の実施。（1月）
- ② 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進
- ③ 児童及び、保護者からの相談を真摯に受け止め、的確に初期対応を行う。また、必要に応じて、関係機関と連携して解決にあたる。
- ④ いじめ防止に向け、児童による委員会活動や学年及び学級における取組を推進し、児童のいじめ防止に対する意識を高める。

(3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

様々な人たちや社会、自然との関わりの中で、子供たちが自分と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気付き、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ① 1年学校探検などの2年生との交流
- ② 2年野菜博士との交流・子ども郵便局
- ③ 3年戦争体験の話
- ④ 4年誰もが住みやすい街を考えよう「車いす」「アイマスク」「点字」体験
- ⑤ 5年農業体験活動「稻の収穫」「わら細工」
- ⑥ 6年平和学習
- ⑦ 児童会活動：異学年交流「南一小フェスティバル」
- ⑧ 異学年交流活動「縦割り班活動」「ミニフェスティバル（1・2年生）」
- ⑨ 中学生職場体験
- ⑩ 小中学校交流行事「連合体育大会」
- ⑪ 児童会活動「ユニセフ募金」

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

〈具体的な学校の取組〉

(1) 実態把握

- ① 「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ② 「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」の「4 いじめに『気付く』チェックリスト 子供のサイン・変化を見付けましょう」を活用
- ③ 学校いじめ対応チームによる情報共有
- ④ 生活指導夕会における情報共有
- ⑤ 保護者・地域住民との連携

(2) 教育相談

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」の「7 主な相談窓口・専門機関等」を参照）
- ③ スクールカウンセラーとの全員面談（5学年）

(3) 教員研修

教職員がいじめに対する価値観を共有し、いじめの問題に素早く対応したり主体的に取り組んだりしていけるよう、学校いじめ対応チームが中心となり、年3回の研修を行う。

3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、子供からの訴えを、抱え込みますに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全てを学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

〈具体的な学校の取組〉

（1）早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子供の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

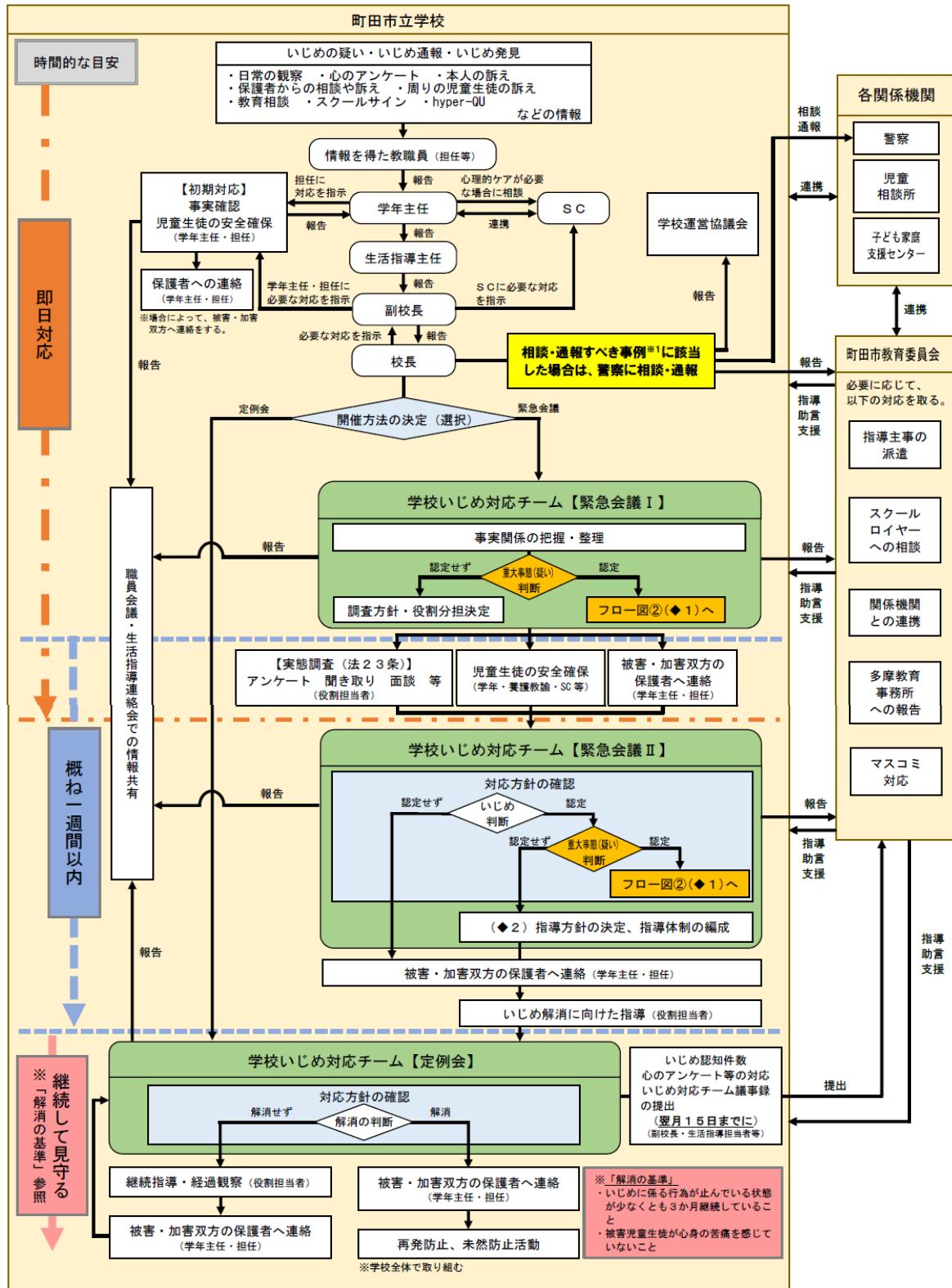
（2）関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案には、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。

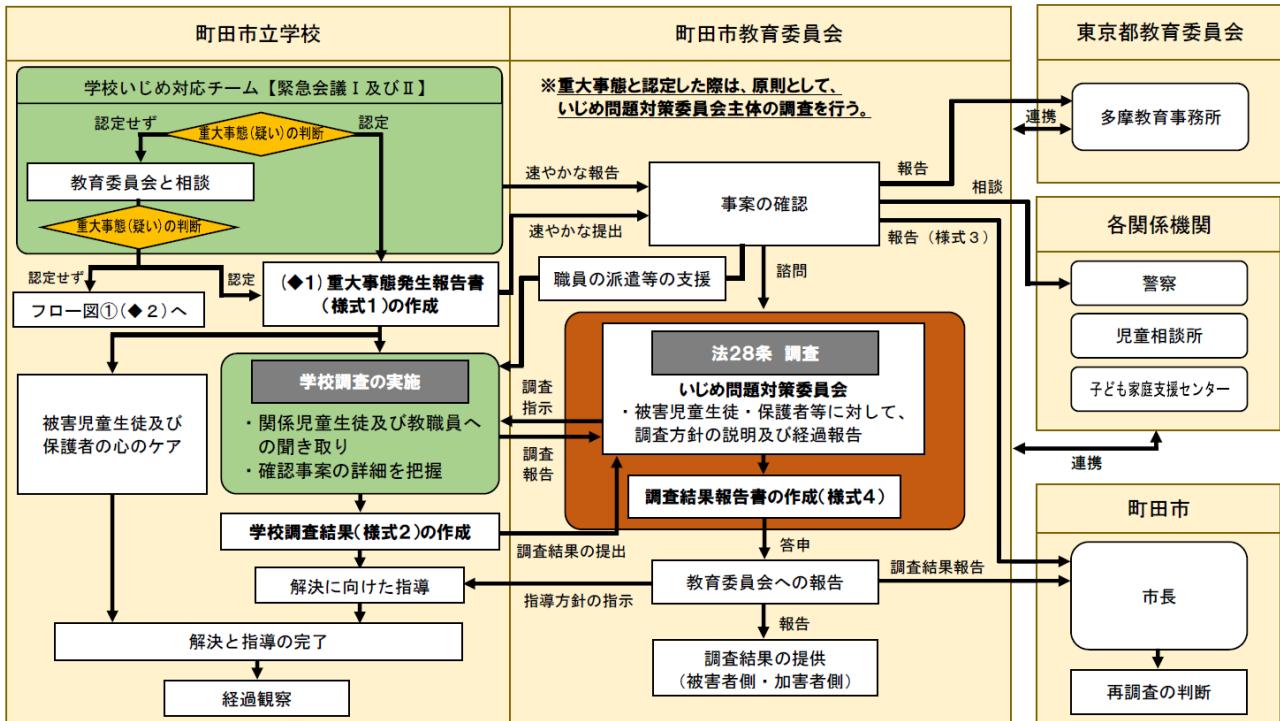
（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」の「6 関係諸機関との連携」を参照）

- ① いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ② スクールロイヤー（指導課）
- ③ スクールソーシャルワーカー（教育センター）
- ④ 保護司、民生・児童委員
- ⑤ 町田警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所、子ども家庭支援センター
- ⑥ 学校サポートチーム
- ⑦ いじめ110番（指導課）

III いじめ対応の具体的な取組と流れ



フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ



IV いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子供・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守 る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び 校内体制の編成	○会議等で情報共有 (指導・援助方針の共通理解、役割分担) ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子供への指導及び 保護者との連携	○被害者（いじめられた子供）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子供）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子供とともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び 継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子供等について継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

V 町田市立南第一小学校「学校いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「学校いじめ対応チーム」を設置する。「学校いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	()	副校長	()
生活指導主任	()	当該児童担任	
当該児童学年主任		専科主任	()
養護教諭	()	※教育相談担当	()
※スクール・カウンセラー	()		

※教育相談担当とスクール・カウンセラーは、いじめの内容やいじめに関わる児童への対応に応じて、臨時に参加をする。

【役割】

- ・学校いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる全員面談、保護者会での説明、子供の主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子供の様子で気になることがあったとき、子供間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から子供の様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子供に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談に乗ったりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様 生活—10⑦ 式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管す

VI いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、いじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	・本校のいじめ防止基本方針について
8月	・学校いじめ対応チーム全体会一回目 (1学期のふれあい月間シートを振り返って)
11月	・学校いじめ対応チーム全体会二回目 (2学期までの振り返りとふれあい月間シートの記入)

VII いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	5月	学級活動	友達と仲良く、助け合い
	10月	道徳	こころはっぱ（友情・信頼）
	10月	国語	くじらぐも
2年	4月	道徳	くまくんのたからもの（親切・思いやり）
	11月	学級活動	係活動を工夫しよう
	2月	国語	楽しかったよ、2年生
3年	5月	学級活動	友達の気持ちを考えよう
	9月	国語	わたしと小鳥とすずと
	10月	道徳	なかよしだから（友情・信頼）
4年	5月	学級活動	友達のよいところを見つけよう
	10月	保健体育	体の発育と健康
	2月	道徳	大きな絵はがき（友情・信頼）
5年	5月	保健体育	心の健康
	6月	道徳	どうすればいいんだ
	1月	学級活動	相手の立場や気持ちを考えよう
6年	5月	学級活動	南一フェスティバルを成功させよう
	9月	道徳	言葉のおくりもの（友情・信頼）
	10月	国語	みんなで楽しく過ごすために